

明石市立明石商業高等学校体育館屋根修繕特記仕様書

1 修繕概要

修繕名称 明石市立明石商業高等学校体育館屋根修繕

場 所 明石市魚住町長坂寺1250番地

期 間 契約の翌日から、令和9年3月15日（月）まで

概 要 明石市立明石商業高等学校の屋根の修繕

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当職員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 作業音、粉塵等が発生する作業については、事前に施設管理者と協議すること。
- (8) 原則として、土曜日、日曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。
- (9) 敷地内及び敷地周辺は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。
- (11) 防水保証は3者連名保証とし、保証期間は修繕完成の翌日から10年間とする。

防水施行標識はアクリル板（200×150×3、SUS ビス止め、エッチング文字書き込み）、書き込み内容は、修繕年度・修繕名称・受注者名・防水施行者名・メーカー名・施工部位・防水種別・商品（工法）・保証期間とする。

4 修繕内容

(1) 修繕範囲

別添図面による

(2) 工法・施工

別添図面による